

特記仕様書

門真市上下水道局

設計番号 31 整 No. 8 外
工 事 名 松生町・深田町地区配水管布設替工事外
工事場所 門真市松生町 1 番から深田町 1 番まで
工 期 契約締結日から令和 2 年 3 月 12 日まで

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、門真市上下水道局が発注する31整No. 8 外松生町・深田町地区配水管布設替工事外に適用する。本工事の施工に当たっては、別に定める「水道工事標準仕様書（令和元年 5 月版）」（以下「標準仕様書」という。）、及び土木工事標準仕様書（大阪府都市整備部）に従うこと。

第 2 条 一般事項

1. 工事は、契約書、設計図書及び仕様書等に基づき施工すること。
2. 施工にあたっては、当該工事に関する諸法令及び門真市条例、規則等を遵守すること。
3. 工事について、監督員が指示した場合は、承認図及び説明書等を提出すること。
4. 工事着手に先立ち、近隣住民への説明を行い、理解を得た上で工事着手し、苦情等があった場合は、誠意をもって対応し、直ちに対策を講ずること。
5. 作業時間は午後10時から午前5時までとし、原則官公庁の休日は作業休止日とする。ただし、警察及び地元との協議等受注者の責によらない事由により、施工時間の変更または休日作業を行う場合は、書面によって監督員と協議しなければならない。

第 3 条 積算基準書及び設計単価

門真市上下水道局が発注する請負工事において、予定価格に用いる積算基準書及び設計単価は、特別な場合を除き、設計時点に於いて下表 1、2 の基準書及び単価を適用するものとする。

(表-1)

| 基準書 | 適用基準等 | 備考 |
|----------------------------------|---------|----|
| 建設工事積算基準[Ⅰ]～[Ⅳ] (大阪府都市整備部発行) | 平成30年度版 | |
| 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会発行) | | |
| 下水道用設計標準歩掛表 (公益社団法人日本下水道協会発行) | | |

(表-2)

| 単価 | 適用基準等 | 備考 |
|----------------------------|------------------------|--|
| 公共工事設計労務単価 設計業務委託等技術者単価 | 平成31年3月 通知文 | 国土交通省及び経済産業省の単価を準用。双方にある単価については、国土交通省の単価を準用。 |
| 一般的な材料単価 | 物価資料単価 (平成31年4月号) | 物価資料とは「Web建設物価(一財)建設物価調査会」及び「積算資料(電子版)(一財)経済調査会」等を指す。複数に記載がある場合は安価な単価を採用。 |
| 市場単価 | 物価資料別冊単価 (平成31年4月号) | 物価資料別冊とは「土木コスト情報(一財)建設物価調査会」及び「土木施工単価(一財)経済調査会」を指す。双方に記載がある場合は安価な単価を採用。 |
| 見積り単価 | 平成31年度の単価 | 見積り単価とは、物価資料単価等に記載がない場合に見積りにより採用する単価を指す。なお、算定方法については、建設工事積算基準(大阪府都市整備部発行)に準ずる。 |

第4条 施工方法等

1. 契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、本工事では、施工方法等工事目的を達成するために必要な一切の手段については任意とし、受注者がその責任において定めるものとする。
2. 任意の各工種について、設計図書と定めている「金抜設計書」に記載されている「建設機械等の機種名称・規格等」及び「各々の工種ごとに設定した工法」は、この特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとする。
3. 任意の各工種の「数量欄」に「数量」を記載しているが、この特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとし、原則として設計変更の対象とならない。なお、「配管」については設計図書に基づき製作及び据付を行わなければならない。

第5条 工事カルテ作成及び登録

受注者は、標準仕様書の1. 1. 17のとおり工事カルテ受領書の写しを提出しなければならない。

第6条 仮設配管工について

仮設配管工に使用する材料については、離脱防止機構が備わったステンレス製レンタル仮設配管材料とし、その適用口径はφ75mmからφ200mmとする。なお、使用に際してはあらかじめ監督員の承諾を得ることとし、布設位置等については別紙設計図面を参考とする。

第7条 工事用地等の使用

受注者は、直接工事に必要な土地、水面等は、発注者が確保した場合を除き、受注者の責任において使用权を取得し、受注者の費用負担で使用しなければならない。

第8条 工事現場発生品

本工事の施工により発生する現場発生品（撤去品）をスクラップ処理する

場合、処理にかかる諸手続き等、関係法令を遵守し、受注者の責任において、適切に処理しなければならない。また、処理先は、必要な許可を有するものとし、その証明証の写しと処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を提出しなければならない。

第9条 建設副産物

受注者は、標準仕様書の1.1.18のとおり、当該工事によって発生する建設副産物について、適正に処理しなければならない。また、建設副産物の処分に関する書類を監督員に提出しなければならない。

第10条 建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する建設副産物については、関係法令に基づき再生資源化施設等に適正に搬出すること。

なお、搬出条件は下記表を見込んでいるが、やむを得ない事情が生じた場合は設計変更することがある。

| 建設副産物 | 施設の名称 | 所在地 | 運搬距離 |
|---------------|---------|-----------------|-------|
| アスファルト殻(掘削) | 協和道路(株) | 門真市東田町4番13号 | 1.8km |
| 路盤廃材(クラッシュラン) | 田中資材(株) | 摂津市鳥飼本町2丁目4番54号 | 6.7km |
| 路盤廃材(水硬性スラグ) | 協和道路(株) | 門真市東田町4番13号 | 1.8km |
| 建設発生土 | 田中資材(株) | 摂津市鳥飼本町2丁目4番54号 | 6.7km |

※ 上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。また、工事発注後に条件明示にない建設副産物が発生し、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議し、設計変更の対象とする。

第11条 工事中の安全確保

1. 受注者は、標準仕様書の第2章安全管理のとおり工事期間中の安全確保に努めること。
2. 工事施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ試験掘りを実施し当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
3. 受注者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、すみやかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
4. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、残置管の処置を受注者が管理者より依頼を受けた場合は、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

第12条 交通安全管理

交通誘導警備員は、道路使用によって妨げられる通行人または一般車両の円滑かつ安全な通行を確保するものとし、その配置及び人数は受注者の責において取得する道路使用許可の警察許可条件等考慮の上、適宜配置するものとし、積算上その配置については、下表を参考とする。

なお、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 編 成 | 交代要員 | 人数 | 総数 (※参考) |
|------------|-----------|------|---------|-------------|
| 31 整 No. 8 | 交通誘導警備員 A | 無 | 1 名以上/日 | 119 人 |
| | 交通誘導警備員 B | 無 | 3 名以上/日 | 357 人 |

※ 総数は入札参加者の適正・迅速な見積りのために発注者の積算内容を参考に明示したもので、契約上拘束するものでなく、実施工に当たっては上記の配置条件等を遵守し、事故発生等の事態を招かないよう必要人数を見

込んで応札すること。

第 13 条 関連工事との連携

本工事施工場所付近において、他企業による工事も施工される。本工事と他企業による工事の施工時期が重なる場合、他工事業者と連携を密にし、双方の工事進捗に支障が出ないように十分調整を図ること。

第 14 条 疑義解釈

仕様書等に明記されていない事項で、本工事施工上必要なものについては、監督員と協議によるものとする。